

昭和二十五年法律第二百四十九号

神戸国際港都建設法

(目的)

第一条 この法律は、神戸市をその沿革及び立地条件にかんがみて、わが国の代表的な国際港都としての機能を十分に發揮し得るよう建設することによつて、貿易、海運及び外客誘致の一層の振興を期し、もつてわが国の国際文化の向上に資するとともに経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第二条 神戸市をわが国の代表的な国際港都として建設するための都市計画（以下「神戸国際港都建設計画」という。）は、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第四条第一項に定める都市計画の外、国際港都にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 神戸国際港都建設計画は、前条の目的にてらして、特に外国人の日常生活様式及び事業経営方式を考慮に入れた国際的に高度の水準のものでなければならぬ。

3 神戸市を国際港都として建設する都市計画事業（以下「神戸国際港都建設事業」という。）は、神戸国際港都建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第三条 神戸国際港都建設事業は、神戸市が執行する。

2 神戸市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、神戸市をわが国の代表的な国際港都として完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第四条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、神戸国際港都建設事業が第一条の目的にてらして重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(事業の助成)

第五条 国は、神戸国際港都建設事業の用に供するため、必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第六条 神戸市の市長は、神戸国際港都建設事業の進行状況を、少なくとも六箇月ごとに、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、神戸国際港都建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七条 神戸国際港都建設計画及び神戸国際港都建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の神戸特別都市計画事業は、これを神戸国際港都建設事業とみなす。

附 則 （昭和四十二年六月一五法律第一〇一号）抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則 （平成十一年二月二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日